

第 46 回世界プライバシー会議クローズドセッション

2024 年 10 月

データ保護認証制度の活用を支持及び奨励する決議（仮訳）

本決議は以下の機関により提出される。

共同スポンサー：

- プライバシーコミッショナーオフィス、バミューダ
- プライバシーコミッショナーオフィス、カナダ
- データ保護コミッショナー、欧州評議会
- データ保護コミッショナー、ドバイ国際金融センター
- 個人情報保護委員会、日本
- 情報コミッショナーオフィス、ジャージー
- データ保護のための国家委員会、ルクセンブルク
- 国家プライバシー委員会、フィリピン
- 情報コミッショナーオフィス、英国

データ保護・プライバシー執行機関が共通の基盤を見出し、一致して主張するフォーラムを提供する世界プライバシー会議（GPA）の志を尊重し、

GPAメンバーの活動を調和する取組が、概してより効率的かつ効果的な規制やガバナンス、データ保護・プライバシーに関する諸権利の実施等につながることや、GPAメンバーが、最も重要な分野及び／又は世界的に個人のデータ保護・プライバシーに関する権利にとってハイリスクとなっている分野において最大の影響を与えるため、限られた資源の効率的かつ効果的な活用に努めていることに留意し、

データ保護・プライバシー法の法域的な限界が、国際社会において、個人のデータの公正かつ合法的な処理や個人が救済を求めるための効果的な手段、各種組織による複数の法域における法令遵守の達成、メンバー当局による効果的な規制及びデジタル経済への全般的な支援等に関連する課題を生み出し得ることを想起し、

信頼性のある第三者が技術基準に記載される一連の行為を実践するものとして組織を認証できるとの一般原則を含め、世界中の多くのデータ保護・プライバシー法が多くの共通性を有していることを認識し、

データ保護・プライバシーの分野における認証制度は、独立した第三者機関の専門家により実施される効果的な法令遵守に係る定期的な評価、監査を通じて、法律上の要件に実効性を持たせ、また、信頼関係や技術的信頼性を実現する事例及び実社会における具体的な取組を提供することによって、個人データの保護に関してプライバシーやその他デジタルに関する個人の権利の保護や行使を支援するものであることを強調し、

認証制度は、独立し、資格証明や監督（一部の法域においては、データ保護・プライバシー執行機関によるものを含む。）の対象となり得る認証機関により運営されることや、法的・技術的監査人や保証評価者は専門的な基準（一部の法域においては、データ保護・プライバシー執行機関によって定められたものを含む。）を満たさなければならない専門家であること、認証のための技術基準が一般的に受け入れられている参照文書やベストプラクティスに対応するものであることに留意し、

GPAメンバーの法域においてデータ保護・プライバシーに関する認証制度を承認し、活用することにより、規制のプロセスにおける多様なステークホルダーの関与を確保することで、データ保護・プライバシー執行機関が一層効果的な執行を行えるようにし、認定機関、認証機関及びその他ステークホルダーとの生産的な協力を通じてGPAメンバーが一層効率的な行動を取れるようになる可能

性があることを確認し、

また

全ての個人が、自己の個人データ及び個人情報の利用に関して自己の尊厳、権利及び利益の保護を主張する同等な又は平等な機会を有することを希求し、世界的なプライバシーの権利の向上に資する全ての個人のための高い水準のプライバシー及びデータ保護を希求し、このような高い水準のデータ保護・プライバシー保護を定義するGPAによる近年の作業の継続した進展を希求し、GPAのグローバル越境執行協力取決め等の二国間、多国間の取決めにより促進されるGPAメンバー間の協力の強化及び関係の深化を希求する。

以上を踏まえ、第46回世界プライバシー会議は、以下のとおり決議する。

1. 各種組織がプライバシー及びデータ保護法令を実効性のある形で遵守していることや、信頼性や説明責任のある形で個人データの越境移転に従事していることを示し、個人が関連する製品やサービスのプライバシー及びデータ保護のレベルを速やかに評価することができる手段としてのプライバシー及びデータ保護の分野において受け入れられている認証制度の活用を一般原則として支持すること。
2. 法の許容する範囲で、GPAメンバーに以下の措置を講ずるよう求めること。
 - (ア) 適切な認証制度活用を奨励する。
 - (イ) 組織が認知されており、評価できる、堅ろうな、及び／又は承認された認証制度を遵守していることは、説明責任に係る措置を発展させ、責任を果たすための誠実な努力を組織が行っていることを示すものであるとみなす。
 - (ウ) 適切な状況においては、規制上の措置・対応を検討する際に、認証制度への遵守を規制の緩和要因として考慮する。
3. 次の事項に関して、メンバーに対して、世界プライバシー会議やそれ以外の国際フォーラムを通じて国際協力の奨励に取り組むこと及び相互運用性をかん養するための取組の要素に向けた適切な措置を講ずることを求めること。
 - (ア) 同等で高水準の個人データ保護及びデータ主体の権利の保護が反映されていることを踏まえた、データ保護・プライバシーに関する認証制度

の基準。

- (イ) データ保護認証制度の認定機関に適用される評価手続。
- (ウ) 共通の認証制度を承認するメンバー間における認証制度に関するルール監視及び執行。